

広島市告示第 357 号  
令和 2 年 7 月 22 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 フレスタ東山本店
  - (2) 所在地 広島市安佐南区山本三丁目 7 番地 8 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社フレスタ  
代表取締役 宗兼 邦生  
広島市西区横川町三丁目 2 番 36 号
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙のとおり。  
(変更後) 別紙のとおり。
- 4 変更年月日  
別紙のとおり。
- 5 届出年月日  
令和 2 年 7 月 21 日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号  
広島市安佐南区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和 2 年 7 月 22 日から令和 2 年 11 月 22 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和 2 年 8 月 6 日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年11月22日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

## 別紙

(変更前)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市西区横川町三丁目 2番36号	
株式会社リカーズ	代表取締役 上河内 正美	広島市安佐南区長束六丁目 8番46号	
株式会社マーマイト <sup>®</sup> バーカー パートナーズ	代表取締役 関口 敏治	広島市中区鶴見町2番19号	令和元年10月13日 退店
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島県廿日市市木材港北 15番24号	
市塚 禎則		広島市安佐南区上安一丁目 13番6号	

(変更後)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市西区横川町三丁目 2番36号	
株式会社リカーズ	代表取締役 大木 繁	広島市安佐南区緑井五丁目 18番12号	平成28年2月16日 代表者変更 令和2年6月15日 住所変更
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島県廿日市市木材港北 15番24号	
上村 新太郎		広島市安佐南区長東西二丁 目23番7号	平成31年3月1日 地位承継